

表1-1 水質基準項目および検査頻度

項	項 目	基準値	指針による 検査頻度	水口町 検査頻度(1箇所／年)				
				検査場所				
				浄水				
				受水池(末端)	受水池(末端)	受水池(末端)	追加塩素設備 (末端)	追加塩素設備 (末端)
				県受水池系虫生 野配水	県受水池系城山高 区配水池	県受水池系和野 配水池	県受水池系	県受水池系
				泉常夜灯	八田公民館	岩上運動公園	山上公民館	広野台西集会所
				1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
1	一般細菌	100個/ml以下	毎月	12	12	12	12	12
2	大腸菌	検出されないこと。	毎月	12	12	12	12	12
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	1回／3ヶ月	4	4	4	－	－
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	1回／3ヶ月	4	4	4	－	－
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	1回／3ヶ月	4	4	4	－	－
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	1回／3ヶ月	4	4	4	－	－
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	1回／3ヶ月	4	4	4	－	－
8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	1回／3ヶ月	4	4	4	－	－
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	1回／3ヶ月	4	4	4	－	－
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	1回／3ヶ月	4	4	4	4	4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	1回／3ヶ月	4	4	4	－	－
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	1回／3ヶ月	4	4	4	－	－
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	1回／3ヶ月	4	4	4	－	－
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	1回／3ヶ月	4	4	4	－	－
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	1回／3ヶ月	4	4	4	－	－
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	1回／3ヶ月	4	4	4	－	－
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	1回／3ヶ月	4	4	4	－	－
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回／3ヶ月	4	4	4	－	－
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回／3ヶ月	4	4	4	－	－
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	1回／3ヶ月	4	4	4	－	－
21	塩素酸	0.6mg/l以下	1回／3ヶ月	4	4	4	4	4
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	1回／3ヶ月	4	4	4	4	4
23	クロロホルム	0.06mg/l以下	1回／3ヶ月	4	4	4	4	4
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回／3ヶ月	4	4	4	4	4
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下	1回／3ヶ月	4	4	4	4	4
26	臭素酸	0.01mg/l以下	1回／3ヶ月	4	4	4	4	4
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	1回／3ヶ月	4	4	4	4	4
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回／3ヶ月	4	4	4	4	4
29	ブromジクロロメタン	0.03mg/l以下	1回／3ヶ月	4	4	4	4	4
30	ブromホルム	0.09mg/l以下	1回／3ヶ月	4	4	4	4	4
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	1回／3ヶ月	4	4	4	4	4
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	1回／3ヶ月	4	4	4	－	－
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	1回／3ヶ月	4	4	4	－	－
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	1回／3ヶ月	4	4	4	－	－
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	1回／3ヶ月	4	4	4	－	－
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	1回／3ヶ月	4	4	4	－	－
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	1回／3ヶ月	4	4	4	－	－
38	塩化物イオン	200mg/l以下	毎月	12	12	12	12	12
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	1回／3ヶ月	4	4	4	－	－
40	蒸発残留物	500mg/l以下	1回／3ヶ月	4	4	4	－	－
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	1回／3ヶ月	4	4	4	－	－
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	1回／3ヶ月 発生時期に は月1回	1回／3ヶ月 発生時期に は月1回	1回／3ヶ月 発生時期に は月1回	1回／3ヶ月 発生時期に は月1回	－	－
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下					－	－
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	1回／3ヶ月	4	4	4	－	－
45	フェノール類	0.005mg/l以下	1回／3ヶ月	4	4	4	－	－
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下	毎月	12	12	12	12	12
47	pH値	5.8以上8.6以下であること。	毎月	12	12	12	12	12
48	味	異常でないこと。	毎月	12	12	12	12	12
49	臭気	臭気異常でないこと。	毎月	12	12	12	12	12
50	色度	5度以下であること。	毎月	12	12	12	12	12
51	濁度	2度以下であること。	毎月	12	12	12	12	12
省略不可項目								
消毒副生成物								